

富山県囲碁大会ルール（基本パターン）

1. 適用範囲
 - ・富山県内の囲碁大会に適用する。
2. 選手心得
 - ・選手は、県を代表した技量であることを鑑み、公序良俗を尊重するものとする。
3. 準拠
 - ・基本ルールは、日本囲碁規約に準ずる。
4. コミ
 - ・6. 5目
5. 持ち時間
 - ・45分。対局時計を使い、時間切れは負けとする。
6. にぎり
 - ・白石を引いた者(A)が白石を握り、黒石を引いた者(B)が奇数(半先)か偶数(丁先)を指定する。
 - ・当たった場合は(B)が黒番(黒)、外れた場合は(A)が黒番(黒)を選択できる。
 - ・対局時計の置き場所は、白番の者の要望を優先する。
7. 盤石の乱れ
 - ・衣服の裾等に触れて石が復旧困難になった場合、以下のとおり取り扱う。
(故意でない場合)
 - ・両対局者および審判員で可能な限り復元し、その場面から再開する。
 - ・復旧困難な場合、復旧困難の原因を作ったものが反則負け。
 - ・(故意の場合)
 - ・反則負け。
8. 勝敗の決定
 - ・双方が勝敗を確認した後は、いかなるがあってもその勝敗を変えることはできない。
9. 反則
 - ・2手連打、コウ立て無しのコウ取り、着手後の石のはがし等があった場合、対局相手は審判に連絡する。
 - ・審判は両者の主張を聞き、反則の有無を判断し、続行または反則負けの判定を行う。
10. 助言
 - ・対局者への助言は一切してはならない。
 - ・対局者の関係者で助言した者は、審判が会場から退出を命ずることができる。
11. 対局時計
 - ・トイレ、喫煙、携帯電話、急病等にかかわらず、対局時計を止めない。
 - ・押し忘れのアドバイスは対局相手のみ可とする。対局相手以外のアドバイスは助言とみなす。
 - ・着手後、着手した手で静かに対局時計を押すものとする。
審判は、着手した手で静かに対局時計を押さない対局者に対し注意することができる。
 - ・着手した手で時計を押さない場合は、対局相手からの審判への申し出により、審判は、1度目は「注意」、2度目は「失格」を宣告することができる。
 - ・対局中に疑義を生じた場合は、速やかに対局時計を止め、対局者同士合意できない場合は審判を呼ぶことができる。
12. 終局
 - ・投了、もしくはダメ詰めの完了をもって終局とする。(対局時計を止める)
 - ・相手の時間切れを狙って良識と相互信頼の精神に反する着手が明らかにあった場合は、審判は当該選手に失格を宣告することができる。